

## 行為理由の論理学における法体系

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2021-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/21551">http://hdl.handle.net/10291/21551</a>

# 行為理由の論理学における法体系

## Legal System in the Logic of Reasons for Action

博士後期課程 公法学専攻 2015 年度入学

大 上 尚 史

OKAMI Naofumi

### 【論文要旨】

本稿の目的は、ジョセフ・ラズの行為理由の論理学において規範体系、特に法体系がどのように捉えられているのかを明らかにすることである。命令規範、許可規範および権能付与規範の三種類に分けられた各種法規範が、法体系に属しているということが法の重要な特徴である。各種規範が規範体系を形成するための条件の探求が、本稿の主題である。

ラズにおいては、法体系は、制度化された規範体系とみなされる。制度化された規範体系においては、規範適用機関（法体系においては裁判所）が規範体系の存在および統一性のために重要な意味をもつ。その結果、規範体系は、規範適用機関を設置する規範と、当機関が適用すべき規範との集合であることが明らかになる。

【キーワード】 排除理由，制度化された規範体系，実践，規範適用機関，法体系

### 【目次】

- I 本稿の関心——どのようにして規範は規範体系を形成するのか
- II 制度化された規範体系あるいは排除的体系としての法体系
- III 法の規範性あるいは法の排除理由性
- IV 若干の明確化
- V おわりに

### I 本稿の関心——どのようにして規範は規範体系を形成するのか

これまで私はジョセフ・ラズの行為理由の論理学（the logic of reasons for action）<sup>1</sup>の全貌の解明を目指して、ラズの理論を漸次探求することに努めてきた。特に、ラズの法哲学、ひいては実践

哲学上の重要概念「排除理由」(exclusionary reason)の意味内容を明らかにすることを主要な目的としてきた。本稿のねらいも、ラズの法体系論との関係で排除理由がどのように位置づけられているのかを明らかにすることである。

ラズは、義務論理学に対抗して、行為理由の論理学を提唱し、排除理由という概念を実践哲学に導入することで、様々な規範現象に統一的な説明を与えようとしてきた。特にこの概念は、法の拘束力を説明する点でも、重要である。本論に入る前に、排除理由と、本稿の関心である法体系を構成する各種規範について説明しておこう。

人はすべき行為を検討する際に、行為を支持する理由(reason to  $\phi$  [ $\phi$ は行為をさす動詞を表す。以下同様。])と、行為に反対する(=その行為をしない)理由(reason not to  $\phi$ )——これらの理由は一階理由(first order reason)と呼ばれる——とを比較衡量することがある。だが、ラズによると、人は一階理由だけではなく、二階理由(second order reason)をも考慮に入れて実践的推論をする。二階理由とは、「ある理由で行為する理由(reason to  $\phi$  for a reason)」および「ある理由では行為しない理由(reason not to  $\phi$  for a reason)」のことであり、後者を特に排除理由と呼ぶ<sup>2</sup>。

「ある理由では行為しない理由」という排除理由が、法を含めた様々な規範現象をうまく説明してくれる。例えば、「薬品Aを使用してはならない」という命令規範(mandatory norm)があるとする<sup>3</sup>。Aには摂取すると気分が高揚する効能があるとき、xが気分を上げたいという事実は、xがAを摂取する一階理由である。他方で、Aの摂取を禁止する規範の存在は、Aを摂取しない一階理由であり、かつ、当該規範と衝突する理由では行為しない排除理由(すなわち、Aを摂取しないことに反対の理由に基づいてAを摂取すること、をしない理由)である。Aの摂取を禁じる規範は、行為者がAの摂取についてどのようなメリットを見出したとしても、それを理由にして行為することを排除する。その意味で、命令規範は排除理由とみなされるのである。

行為理由の論理学の中では、上記の命令規範のほかに、許可規範(permissive norm)および権能付与規範(power-conferring norm)が実践的推論に寄与するものとして扱われている<sup>4</sup>。行為理由の論理学における許可については、「一定の理由を無視してよい」とする排除許可(exclusionary permission)が特に重要である。許可規範は排除許可を与える。例えば、Aの摂取を禁じる命

---

<sup>1</sup> ラズが行為理由について論じている主著として、Joseph Raz, *Practical Reason and Norms* (2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 1990), 以下、本文および脚注ではPRNと略記して引用参照箇所を示す。

論理学と言っても形式論理学を意味するのではない。ここでの論理学とは実践的推論の体系というほどの意味である。私の知る限りラズは‘the logic of reasons for action’という表現をPRN, 13以外では用いていない。私は「行為理由の論理学」がラズの実践哲学の基礎理論を一言で表すための恰好の表現であると思うため、私がこれまで書いた数篇の論文でもその題に「行為理由の論理学」を含めている。

<sup>2</sup> 行為理由については、PRN, ch. 1, および拙稿『ジョセフ・ラズの行為理由の論理学』法学研究論集(明治大学大学院)第52号(2019年)35-53頁参照。

<sup>3</sup> 命令規範については、PRN, ch. 2, および拙稿『ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範』法学研究論集(明治大学大学院)第53号(2020年)45-61頁参照。

令規範があるとする。そして、その命令規範が存在するとき、ある一定の事実があることを要件として、Aの摂取を許可する規範があるとする。この許可規範は、行為理由の論理学においては、一定の場合にAの摂取を禁ずる命令規範を無視して（Aを摂取して）よい許可を与える（*PRN*, 90）。この種の許可規範が与える排除許可は、要件が満たされた場合に、命令規範の排除理由に取って代わり、Aの摂取を禁止する理由を無視する自由を行為者に与えるのである。

権能付与規範は、権能（すなわち、排除理由を変更する能力）を付与された人物が一定の状況で行った行為が一定の規範的效果をもつことを規定する（*PRN*, 104）<sup>5</sup>。例えば、私的権能としては契約締結権能を挙げることができる。xが、yから売買の申し込みを受けた状況で、それを承諾すると、xy間で債権債務関係が発生（新たな規範したがって排除理由が成立）するという規範的帰結をもたらす。この場合、このことを定める規範はxに売買契約を成立させる権能を付与する。公的権能の例としては、xが一定の状況で発言すると、それが判決（新たな排除理由）の言渡しとなる、という裁判権能を挙げることができる。xによる「原告と被告とを離婚させる」という発言が、両者の間での婚姻関係を終了するという効果をもたらすといったものもその例である。

注意すべきことに、ラズの行為理由の論理学においては、許可規範および権能付与規範は、命令規範とは違って、それ自体では完全な行為理由ではない。なぜなら、前述の薬品Aを摂取する許可があることも、一定の状況で売買を成立させる権能をもつことも、それ自体は特定の行為をすることも、しないことも要求しないからである。

どうしてそうなるかという点、ラズの行為理由の論理学においては、規範の本質は規範の名宛人の行為を指導する（guide）——つまり、ある行為をすべきである、またはすべきでないという点にある、とされるからである<sup>6</sup>。それゆえ、命令規範が規範分析の中心に据えられることになる。

法規範についても、以上に述べた各種規範の分析が当てはまる。すでに触れたように、道徳規範や社会規範一般と比べると、法規範においては、排除理由がきわめて重要とされる。他方で、法の重要な特徴の一つとして、体系化されて、個々の法規範が、法体系の中に位置づけられているということが挙げられる。各種規範は、規範体系（normative system）を形成する。本稿の目的は、これらの規範が、規範体系を形成するときのその仕方を探求することである。

以下、Ⅱでは、ラズの見解に依りつつ、制度化された規範体系（institutionalized system）を取り上げ、法体系がそれとして位置づけられることと、そして、その意味を明らかにする。Ⅲでは、

---

<sup>4</sup> 許可規範および権能付与規範については、*PRN*, ch. 3, および拙稿『ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範』（前注3）51-60頁参照。

<sup>5</sup> この定式からは、規範的效果をもつ行為のうちでいったいどれが権能の行使なのか明らかではない（例えば、不法行為や犯罪行為も規範的效果をもつが、これらはラズの考える権能の行使ではない）。ラズは、これらから権能の行使となる行為を区別するために、行為と規範的效果を結びつける理由に着目する。その詳細については、*PRN*, 102-104参照。

<sup>6</sup> *PRN*, ch. 2, esp. at 71-73参照。

ある法規範が行為理由であるためには、それは現行法体系に属することが重要な意味をもつことを明らかにする。Ⅳでは、ラズの法体系論の特徴を明確化するために、ケルゼンのそれとの比較を行う。

## Ⅱ 制度化された規範体系あるいは排除的体系としての法体系

ラズは『実践理性と規範』の中で四つの規範体系を取り上げているが、本節ではその中でも最も重要な、制度化された規範体系のみを考察対象として取り上げる。ラズは、さまざまなタイプの規範体系がある中で、法体系を制度化された規範体系として位置づけているからである。ラズの見解に依りつつ、制度化された規範体系の特徴を、排除理由との関係で明らかにすることが本節の目的である。(以下、本稿では、ラズに倣って、「規範」と「ルール」を峻別せずに、ほぼ同義のものとして用いる。)

### (1) 制度化された規範体系と規範実践

家族制度、婚姻制度、裁判制度等の多くの制度は、規範によってつくられる。ラズが考察の対象とする制度は、(規範創造)権能付与規範に基づく規範の定立<sup>7</sup>をするだけではなく、規範を適用するという機能をももつ制度である (PRN, 123)。つまり、ラズが念頭に置く制度化された規範体系では、立法府に相当する機関だけでなく、裁判所に当たる機関がある。

以下では、制度化された規範体系の典型例として法体系を取り上げる。そこでは、規範創造機関および規範適用機関が存在することによって、それらの機関が単なる規範の集合を規範体系へといかに変化させるかが問題となる。

この問題探求の準備作業として、ラズは、規範創造機関と規範適用機関の存在が、制度化された規範体系にとって重要であるという仮定が正当化されるのかどうかを検討している (PRN, 124)。ラズはこの仮定が、現行法体系 (legal system in force) を対象とするときには正当化されると考えている。現行の規範体系とは、要するに、実践されている (practice) 規範体系だということであるから (ラズは、'in force' と 'practice' をほぼ互換的に使用している)、ラズにおいては、規範体系が実践されているといえるための基準が問題となる。

ラズは、例えば、一国の法体系という場合に、それは一国の個々の法に言及しているのではないとして、法体系全体と、個々の法を区別しているが (PRN, 124)、法体系全体についての実践の探求に際しては、法体系に属するいくつかの法の実践によって、法体系全体の実践を説明できると考えているようである。個々の法が存在するためには、それが実践されている必要はないが、法体系

---

<sup>7</sup> 以下、規範の「制定」と言う場合には、立法機関による規範定立を指し、規範の「創造」という場合には、立法機関による法制定だけではなく、裁判所による判決——個別的な規範——をも指すものとする。ただし、ラズが規範創造機関という場合には、裁判所——法適用機関という——は含まれず、立法機関だけを意味する。

が全体として存在しているためには、法体系を構成する規範のいくつか——その数はわからないが——が実践されていることが必要だということであろう。以下では、ある規範体系を誰がどのような仕方実践すると、現行法体系とみなせるのかについてのラズの考察を追う。

## (2) 規範体系が実践されている基準

繰り返しになるが、以下の議論の前提として、ラズが法体系の実践を説明するとき、実際には個々の法の実践によってそれを説明しようとする点に注意されたい。ラズは、次のような理由で、法体系が実践されているために、人々が個々の法を端的に妥当なもの——ラズにおいては「妥当な」と「正当化されている」は同義である——として受け入れている必要がないことを論じる（ラズの「妥当」理解については後述する。）。

法——ここでは、個別の法ではなく、法体系全体という意味である——が実践されているということのわかりやすい例は、法のすべての名宛人が各種法規範を拘束的なものとして受け入れ、それに従って自分の行為を指導する場合である。しかし、法の名宛人は法の内容を知っているから法が要求する行為をするというわけでは必ずしもない。法の名宛人は、法によって指導されることなく、法が要求する行為と一致する行為をすることができるのである（*PRN*, 124-125）（なお、ラズは、行為者が、法が要求する行為に一致する行為をすることを、「法と一致する（conform to a law）」と表現する。）。

それでも、法体系の実践と言えるという点がここでのポイントである。しかも、法体系の実践の成立のためには、その法体系に属するすべての法と一致して全員が行動することまでは必要でない。ケルゼンと同様に<sup>8</sup>、人々は大体において法と一致した行為をしているだけでよい。

また、現行法体系が悪法を含む場合もある（*PRN*, 125）。そのため、法体系の規範の名宛人の多くが、いくつかの法規範を拘束的なものとみなさず、それによって自身の行為を指導していなかったとしても、ほとんどの名宛人が法規範に大体において一致して行為してさえいれば、法体系は実践されていると言いうるのである。

ラズは、法体系が実践されているかどうかを判定するために、人々が大体において法によって行為を指導されているという意味で<sup>9</sup>、法を実践していることを必要条件とみなさない。法違反が発覚した場合、例えば、警察に逮捕される場合にだけに法が適用される——違反に対する制裁を規定する法が適用される——だけで、大体において法が守られていないような場合には、法体系が実践

<sup>8</sup> Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre* 2. Aufl. (1960), S. 215-221. (以下、RR-2と略記する。本稿で参照したのは、Matthias Jestaedt が編者となって2017年にMohr Siebeckから出版されたものである。欄外番号として1960年版の頁数が記載されているので、それを参照頁として示す。) 邦訳として、長尾龍一訳『純粋法学第二版』(岩波書店, 2014年)がある。

<sup>9</sup> 法に一致することと、法に従うこと(または指導されること)の区別については、拙稿「J. ラズの排除理由の概念——C. エッサートの批判を手がかりに——」法律論叢第93巻第1号(2020年)52-59頁参照。

されているとは言いにくい。そのため、少なくとも法がその名宛人によって大体において一致されていることが、法が実践されていることの十分条件であるとラズは考える（PRN, 125）。

要するに、ラズは、ほとんどの名宛人がほとんどの規範に一致して行動していることが法体系の実践にとって十分であるとし、逆から言えば、ほとんどの法規範を拘束的なものとして受け入れていることまでは必要ではないとする。

ここで、ラズは、H. L. A. ハートが『法の概念』の中で提示した基準<sup>10</sup>に依拠する（PRN, 126）。ハートは、ある体系のほとんどの規範を人々が大体において従っているということではなく、体系の公職者が当該体系のほとんどの規範を受け入れ、それに従って自分の行為を指導していることを法体系の実践の条件であるとする。ラズはこれを踏まえて、ある規範体系が一国の法体系である基準を提示する。それによると、ある法体系が一国の法体系である——すなわち、現行法体系である——と判定するための必要十分条件は、「当該法体系が、当該体系の個別の法の、名宛人によって〔大体において〕一致されており、かつ、当該体系の個別の法によって設置された公職者が、それらを受け入れて従う〔つまり、拘束的なものとして受け入れて指導される〕ことである」（PRN, 126, [ ] は引用者による）。（ここでの公職者とは、さしあたり、規範創造機関および規範適用機関の構成員と考えてよい。後に、ラズの立場では、法体系の存在にとって規範適用機関の存在が特別な意味をもつことが明らかになる。）

この基準の前段は、人々が法の要求する行為に大体において一致していることを要求する。これは、前述したが、すべて又はほとんどの規範が無視されることが一般的であるような法体系を実践されているとは言わないであろうからである。

他方で、基準の後段は、ハートの議論を踏まえている。ある法体系は、当該体系の個別の法が少なくとも公職者によって受け入れられ、従われていること、換言すれば、公職者が法を拘束的である——ラズにおいては、法を排除理由である——とみなすことがないなら、それは現行法体系ではない。ラズによって提示された、法体系が実践されていることの基準は、人々が個別の法が要求する行為と一致した行為を大体において行い、かつ、当該体系の公職者が当該体系のほとんどの個別法を、排除理由とみなして従っているという実践を要求するのである。

### （3）制度化された規範体系の三つの特徴

ラズによると、制度化された規範体系は、三つの重要な特徴をもつ。第一の特徴は、繰り返しになるが、制度化された規範体系が、それが実践されていることについての基準をもつことである（PRN, 126）。注意すべきことに、その基準のなかには、制度化された規範体系が承認のルールをもつことも含まれている。現行法体系が存在するといえる基準は、前述のとおり、人々が大体にお

---

<sup>10</sup> H. L. A. Hart, *The Concept of Law* (3<sup>rd</sup> ed., Oxford University Press, 2012), pp. 110–117, 長谷部恭男訳『法の概念』（ちくま学芸文庫, 2014年）182–193頁参照。ラズ自身は *The Concept of Law* 初版 109–114頁を引いている。

いて法の要求する行為と一致する行為をし、公職者（規範創造機関および規範適用機関の構成員）がほとんどの法を受け入れて自分の行為を指導することであるが、承認のルールは、公職者の実践において現れる<sup>11</sup>。

第二の特徴は、制度化された規範体系のすべての規範が、規範創造機関および規範適用規範によって制定され適用される規範と内的関連<sup>12</sup>をもつことである（*PRN*, 126）。これが重要であるのは、どの規範が規範体系に属するのかが、当該規範体系を特徴づける諸機関との関係によって決まるからである。すでに述べたように、ある法体系が実践されているかどうかは、当該体系の諸機関によって、当該体系に属する個々の法が受け入れられ、従われているかどうかの一部にかかっている。

法体系は、諸機関を設置し規律する規範と内的関連をもつ諸規範から構成される（*PRN*, 127）。例えば、立法府——立法府を組織する諸規範によって構成される——はそれが制定する規範と内的関連をもつ。これによれば、法体系に属するのは立法府が制定する規範であるということになる。

他方で、裁判所——裁判所を組織する諸規範によって構成される——は、紛争解決においてそれが適用する規範と内的関連をもつ。これを重視する立場——ラズの立場——では、裁判所が適用する規範が法体系を構成するとされることになる。

第三の特徴（その内容は後述）は、ラズの規範の妥当性理解に基づいている（下記表 1 参照）。ラズは、規範および規範体系の妥当性について、妥当性、体系的妥当性（systemic validity）、法的妥当性を区別する。「ある規範が妥当である必要条件は、その規範の名宛人が当該規範を承認すべきであり、かつそれに従うべきであることである」（*PRN*, 127）。要するに、規範が妥当であることは、それが正当化されることとほとんど同じである。これに対して、「ある規範体系が妥当である必要条件は、当該規範体系に属するほとんどの規範が妥当であることである」（*PRN*, 127）。規範体系の妥当性は、それを構成するほとんどの諸規範が、上述の意味で、妥当であることに依存する。（以下では、正当化されるという意味での妥当を、「端的に妥当」と表記する。）

次に、「体系的に妥当」という概念についていうと、「ある規範が体系的に妥当である必要条件は、当該規範が一定の規範体系に属するという根拠に基づいて妥当であることである」（*PRN*, 127）。他方、「ある規範体系が体系的に妥当である必要十分条件は、当該規範体系に属するすべての規範が当該体系について体系的に妥当であること、すなわち、すべての規範がそれらが当該体系に属しているという理由で妥当であることである」（*PRN*, 127）。規範体系の体系的妥当性は、規範体系

---

<sup>11</sup> ラズによる承認のルール理解については、*PRN*, 145-148 参照。

<sup>12</sup> 例えば、「人を殺してはならない」という命令規範がある場合、この命令規範への違反を要件として、裁判官に、当人を処罰することを命じる規範があるとすると、これら二つの規範は、内的関係をもつ。また、ある規範が規範制定権能の行使によって制定されるなら、当該規範は、規範制定権能を付与する規範と内的関連をもつ。ラズが挙げる具体的な例としては、外国人に滞在許可を与える権能を付与された人が、一定の場合には、その権能を行使して、申請者に許可を与えることが命じられるというものがある。これは、許可権能付与規範と命令規範が内的関連をもつ例である。ラズによると、複数の規範が内的関連をもつということとは、それらが、他の規範がもたない、統一性と独立性をもつことである（*PRN*, 112-113 参照）。



表1 妥当性の区別

	規 範	規 範 体 系
端的な妥当性	規範によって行為を指導すべきであること	規範体系の構成するすべての規範が妥当であること
体系的妥当性	規範の妥当根拠が、規範体系に属しているということ	規範体系を構成するすべての規範が体系的に妥当であること
法的妥当性	規範が法体系に属していること	

を構成するすべて規範の妥当根拠が、当該体系に属しているということである場合に確立される。

制度化された規範体系の第三の特徴は、規範体系の体系的妥当性が、当該規範体系が実践されている——つまり、大体において実効的な、現行の規範体系である——ことによって条件づけられていることである（*PRN*, 127）。なぜなら、繰り返しになるが、制度化された規範体系が実践されているといえるためには、人々が大体において規範の要求と一致する行為を行っており、かつ、公職者が各種規範を受け入れて従っているという実践が必要であるからである。

ある規範が規範体系に属していることを理由にそれに従うことが正当化されるというときにラズが念頭に置いていると思われるのは、実践されている規範体系とそうではない規範体系の区別である。ある規範が、実践されていない規範体系に属しているということを理由にして従うべきであると正当化されることはないと考えているように思われる。体系的妥当性が問題となる限りで、実践されていることと妥当であることは、ほとんど同義となる。

以上の妥当性および体系的妥当性は、法的妥当性とも区別される。「ある規範が法的に妥当である必要十分条件は、当該規範が何らかの法体系に属することである」（*PRN*, 127）。注意すべきことに、法的妥当性は、規範によって行為を指導すべきであるという意味での妥当性とは関係がない。そのため、ラズの説明では、上述の各種妥当性の区別に基づくと、ある規範は法体系に属する——法的に妥当である——が、それに従うことが正当化されない——端的には妥当でない——ということがありうる（*PRN*, 127）。逆に、（ラズは言及していないが）上記妥当性の区別を前提とする限りでは、ある規範が法体系ではない規範体系に属するがゆえに従うことが正当化される——体系的に妥当である——が、その他の理由ではその規範に従うことは正当化されない——端的には妥当でない——という場合がありえる。

制度化された規範体系の第三の特徴から明らかであるが、ある法規範が体系的に妥当であるためには、それが法的に妥当である——つまり法体系に属する——だけでは十分ではない。すでに触れたことだが、ラズは制度化された規範体系としては現行法体系以外を考察対象としていない。ある規範が法体系に属するという事実が、規範の妥当根拠となるのは、当該法体系が実践されている場合だけだからである（*PRN*, 128）。なぜなら、ある規範が、すでに存在していない法体系や制度設計段階の法体系に属しているなら、ラズの各種妥当性の定義上、法的に妥当であるとは言える。しかし、それらは実践されていないので、そこに属するある規範を体系的に妥当である——ある規範

が当該体系に属するという理由で従うことが正当化される——とみなすことができないからである。ある規範が、法体系をはじめとする、実践されている制度化された規範体系に属するのは、それが当該体系の諸機関によって制定され、または適用される場合、つまり実践される場合だけである<sup>13</sup>。

#### (4) 規範適用機関

先に触れたが、ラズは、規範適用機関の実践が法体系の存在と統一性にとって不可欠のものだとみなす。それでは、規範適用機関の実践とは、具体的にはどのようなものなのであろうか。以下では、規範体系の存在と統一性という二つの問題への解答を通して、規範適用機関の実践を明らかにする。

第一に、規範適用機関の定義である。規範適用機関とはどのような性質をもつ機関であり、どのような仕方で規範実践をするのか。規範体系の存在することは、ラズにおいては、それが実践されていることに等しい。それゆえ、規範適用機関がどのような実践を行っているのかの探求が、規範体系の存在条件に結びついている。

第二に、当該体系の規範適用機関を設置する規範と他の規範の間には内的関連があるとされていたが(前述Ⅱ(3))、具体的にはどのような関係なのか。これは規範体系の統一性に関わる問題である。複数の規範が内的関連をもつとき、それらの規範は、他の規範と異なる、独立性と統一性をもつ。ここでは、規範適用機関の実践が、規範の集合を規範体系へと変える条件が探求される。

ラズは規範適用機関の性質を特定する際に、その社会的機能、特に紛争解決機能には焦点を合わせない。紛争解決機能をもつ機関は規範適用機関以外にも存在しうるからである。

ラズは、規範適用機関を組織する規範に着目する(*PRN*, 133)。ラズがいう規範適用機関は、特別な仕方で規範の創造と適用が結びついた機関である(*PRN*, 134)。規範適用機関は、それ自体規範であるような判断、例えば判決を言い渡す——これが規範適用機関における規範の創造に相当する——ことによって規範を適用する機関である。ラズは既存の規範に従った規範的状况——例えば、権利義務関係——の権威的な決定に関心をもつ規範適用機関——ラズはこれを主要機関(primary organ)と呼ぶ(*PRN*, 134)——に焦点を当てて、制度化された規範体系を理解する。その典型例は裁判所である。私人が法的状況についてもつ意見と異なり、裁判所は人々の法的状況について権威的な決定を下す権能をもち、裁判所の確定判決は、仮に間違っていたとしても既判力をもつという特徴がある(*PRN*, 134-135)。

制度化された規範体系は、主要機関を組織する規範をもたなければならない。制度化された規範

---

<sup>13</sup> 制度化された規範体系に属するように見えるある規範について、体系的に妥当ではあるが、端的には妥当でない(正当化されない)と言っているのだろうか。「妥当性」と「体系的妥当性」の相互連関についてラズは詳述していないので推測にすぎないが、ある規範が端的には妥当でないが、体系的に妥当であるという場合、ある規範体系に属するという以外その規範の妥当根拠がないということであろう。

体系の主要機関が、紛争解決に際して、既存の規範を適用するということの重要性は、以下の絶対的裁量モデルとの比較によって明らかになる。

#### （5）紛争解決の仕方——絶対的裁量モデルとの比較

法体系では、裁判所——主要機関——が既存の規範を適用することによって紛争を解決する。ラズは、既存の規範を適用するという仕方によって紛争を解決することの重要性を、絶対的裁量の体系（system of an absolute discretion）との比較によって明らかにしている（*PRN*, 137）。絶対的裁量の体系には、一定の紛争を解決する権能を裁判所に与える規範、裁判手続を定める規範などは存在するが、裁判所が適用すべき実体規範はない。この体系の裁判所は、すべての妥当な理由に基づいて最善の判決を下すべしという指示にだけ拘束される。絶対的裁量は、事例を解決するときの理由の選択に関するものであるとされている（*PRN*, 138）。

絶対的裁量の体系の裁判所が下す判決は、紛争当事者の権利義務関係を権威的に決定するという点では、法体系の裁判所と同じことをする。だが、規範に基づいて判決を下すことを要求されないため、絶対的裁量の体系の裁判所は、定義上、主要機関ではないことに注意されたい。絶対的裁量の体系の裁判所は、何らかの実体的規準に拘束されることはなく、妥当な理由に基づいて最善の判決を下すことだけを要求される。

ここから絶対的裁量の体系と法体系の重要な相違点が明らかになる。絶対的裁量の体系の裁判所が、紛争解決に際して既存の規範に依拠せずに最善の判断で判決を下すことができるということは、当該体系は、人々に対して紛争が起こったときに自分が有利な判決を得るためにどのような行為をすべきであったのかをあらかじめ知らせることがない、ということである（*PRN*, 138）。人々は、裁判所が、制定法にも、慣習法にも、先例にも拘束されないため、最善の判決ということで具体的にどのような内容の判決を下すのか知ることができない。

それに対して、法体系では、既存の規範によって人々の権利義務を決められている。そして裁判所は、紛争が生じると、当該体系の規範に基づいて紛争を解決する。つまり、人々の行為を指導する規範と、裁判所が適用すべき規範が同一なのである（*PRN*, 138）。

ラズは、これら両体系の比較から、主要機関をもつ制度化された規範体系の二つの特徴を導き出す。第一に、主要機関をもつ規範体系は、（事前の）指導と（事後の）判断（evaluation）の体系である（*PRN*, 139）。つまり、法体系は、人々の行為を指導する規範と、当該規範に基づいて紛争解決時に人々の行為を判断する機関をもつ。これに対して、絶対的裁量の体系は、人々の行為を指導する規範をもたず、裁判所は、裁量によって判断を下す。第二に、主要機関をもつ規範体系では、主要機関は、その適用がすべての事情を考慮すると望ましくないときでさえも適用しなければならない規範をもつ。法体系では裁判所は最善であると考えられる判決が、規範に基づく判決と異なる場合に、最善であるということを理由に法の適用をしない自由をもたない。裁判所は法が認める限りで自身の見解に基づくことができるにすぎない（*PRN*, 139）。つまり、法体系では、法規範は排除

理由とみなされるのに対して、絶対的裁量の体系では、人々の行為を指導する規範がそもそも存在しないのだから、排除理由は存在しないのである。現行法体系の存在にとって必要な規範適用機関の実践とは、他の行為理由を無視して、既存の規範を適用するという営為である。

#### (6) 制度化された規範体系の統一性——どの規範が規範体系に属するか

制度化された規範体系の統一性とは、主要機関が適用すべき規範だけをもつということを意味する。前述したように、制度化された規範体系は承認のルールをもつ。それは主要機関の実践において現れる。ある規範が規範体系に属するかどうかは主要機関の実践によることになる。承認のルールは、それによって特定される規範を適用することを主要機関に要求する (PRN, 146)。主要機関は自身が名宛人である規範に従うという実践と、自身が名宛人でなくとも、人々が名宛人である規範を裁判において必要であれば適用するという実践を行うのであるから、制度化された規範体系は、人々の行為を（直接又は間接的に）指導する規範——これを適用して主要機関は判決を下す——と、主要機関を設立する規範とからなる。

#### (7) 規範創造機関について——共通起源モデル批判

既述のようにラズは、制度化された規範体系が実践されているかどうかを決定する際に、当該体系の公職者による実践に着目していた。その公職者とは、(5) で述べたように、規範適用機関のことであった。しかし、なぜ規範創造機関の実践では制度化された規範体系を説明するために不十分なのだろうか。以下では、この点に考察の焦点を移し、ラズの規範体系の理解の一層の明確化を試みる。

ラズは、規範創造機関を規範体系分析の中心に置く理論の代表例として、分析法理学の始祖ジョン・オースティンの主権者命令説と、純粋法学で知られるケルゼンの根本規範論を挙げる。ラズによると、彼らの理論には一つの共通点がある。オースティンとケルゼンは、すべての法体系は共通起源 (common origin) をもつという点で共通している (PRN, 130)。オースティンの主権者命令説では、法体系には主権者と呼ばれる一人の立法者が存在する。主権者が法体系を構成するすべての個別法の起源である。主権者は自分で法を制定するか、他人に規範制定権能を付与して間接的に法を制定する<sup>14</sup>。他方で、根本規範論では、根本規範が、憲法を頂点とする法体系を、法的に妥当な規範体系として根拠づける。法体系を構成するすべての規範の法的妥当性が直接的または間接的に根本規範に由来する<sup>15</sup>。

ラズからみると、オースティンやケルゼンの法体系論には欠点がある。ラズによると、法体系の

<sup>14</sup> ラズはこのようにオースティンを理解しているが、不正確である。オースティンによると、例えば、裁判官法 (judge-made law) は、(主権者に従属する) 裁判官が下した判決 (に表れたルール) を、主権者は取り消すことができる場合に、主権者が取り消さないなら、主権者は黙認的にそのルールを法たるべしと意思しているとして、法命令説を説く。John Austin, *The Province of Jurisprudence Determined* (Hackett, 1954), 31-32 参照。オースティンにおいてはケルゼンと異なり授権が必要ない (次注参照)。

共通起源モデルは、制度化された規範体系がもつ二つの特徴、すなわち法体系の存在と統一性を説明できない<sup>16</sup> (PRN, 130)。

法体系の統一性の観点からの共通起源モデルに対する異論は、法体系は一つ以上の立法的権威をもちうることである。例えば、イングランドの法体系では、法制定する議会の権威と、裁判所に規範創造権能を付与するコモン・ローの権威は、一方が他方に由来するという関係にはない。議会と裁判所に規範創造権能を付与する一つの規範はないのである (PRN, 130)。

要するに、現に存在する法体系では、必ずしも同一体系に属する諸規範が同一の起源をもっているわけではないから、法の共通の発生起源によって法体系の統一性を説明することはできないのである。

他方、法体系の存在の説明に関して、共通起源モデルの欠陥は、規範創造機関の実践だけでは、規範体系が全体として実践されていることを説明できないことにある (PRN, 131)。既述のように、規範体系が実践されているためにはその規範体系の諸機関によって一定の規範が実践されていることが要求される。とはいえ、規範創造機関は、規範制定手続(を定める規範)——これは規範創造機関を名宛人とする規範である——に従って各種規範を制定するだけである。つまり、規範創造機関は、自身が名宛人の規範だけを実践するにすぎないので、それだけで、法体系が全体として実践されているとは言えないのである (PRN, 130)。例えば、日本の国会は、憲法に定められた手続規範に従って法律を制定しているだけであり、それ以外の規範——憲法に定められた人権規定等の実体規範の一部を実践しているとは言えるにしても——を実践しているわけではない。

ラズによれば、立法者が規範制定手続に従って規範を制定しているだけで、制定された規範の適用や執行が行われないような場合には、規範体系全体が実践されているとは言えない。他方で、規範違反に対して法が適用されるなら、人々がいくつかの規範に一致して行為していなかったとしてもほとんどの規範に大体において一致して行為している限り、その規範体系は実践されていると言いうる (PRN, 131)。

規範創造機関の実践が、規範体系全体の実践にとって重要ではなく、また既述のように、規範体系の実践にとって人々が規範に大体において一致しているだけでよい以上、規範体系が全体として実践されているために必要な規範実践を行うのは、規範適用機関であるとラズはみている。人々が規範体系に属する諸規範を拘束的なものとして受け入れて、従うという実践をしていなくても、これらの規範が規範適用機関によって人々に対して適用されており(かつ、人々の行為がこれらの規範が要求する行為に大体において一致している)限りで、規範適用機関の実践によって、規範体系

<sup>15</sup> ラズのケルゼン(前掲注8参照)理解も大ざっぱであるが、正確に言えば、根本規範のすぐ下位にくる規範は、憲法制定権能付与規範というケルゼンが授權規範と呼ぶ規範であろう。その権能を行使して、憲法が制定され、憲法条項の一つとして規定された法律制定権能付与規範によって、法律制定権能を付与された立法機関が法律を制定するというようにして、妥当な規範の段階構造が形成される。

<sup>16</sup> ラズによる、オースティンおよびケルゼンの法理論についての検討は、Joseph Raz, *The Concept of a Legal System* (2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 1980), chs. 1-2 (オースティン), chs. 4-5 (ケルゼン) 参照。

全体の実践を説明できる。

## (8) 法体系固有の特徴

以上の議論は、法体系を、制度化された規範体系として特徴づけるものであった。それでは、多々ある制度化された規範体系から法体系を識別する基準は何であろうか。法体系に固有の特徴はあるのだろうか。以下では、ラズの主張する法固有の三つの特徴<sup>17</sup>を順次取り上げて、法体系の性質を検討する。

### (a) 包括性

法体系は包括的 (comprehensive) である。これは、法体系は、どんな行為であっても規律する権威<sup>18</sup>をもつと要求する (claim), ということの意味する (PRN, 150)。一般に、制度化された規範体系は、何らかの目的のために設立され、その目的の実現に必要な行為を規律する。しかし、法体系の場合はそうではなく、それが規律する権威をもつと主張する行為の範囲に制限がない。要するに、法体系は、どのような行為であっても、それを規律する規範を制定する権能を付与する規範をもつから、その権能行使によって、どのような行為でも規律することができる、そのような権威をもつ——現にもっているかはともかく——と要求する (PRN, 151)。これが法体系と他の制度化された規範体系を区別する特徴の一つである。

### (b) 至高性

ラズが、法体系は至高 (supreme) であることを要求すると言うとき、それが意味していることは、法体系が、一国内の人々が属する他のすべての制度化された規範体系の設置および活動を規律する——つまり、それを禁止し、許可し、あるいは条件を課す——権威を要求するということである (PRN, 151)。

法の至高性という特徴は、一国内に複数の法体系が存在することができるかどうかという問題を提起する。ラズによると、事実問題としては一国内に複数の法体系が存在しうるが、法の問題としては、一国内における複数の法体系の至高性要求が互いに相いれないがゆえに、一国に一つの法体系しか存在しえない。なぜなら、事実問題については、複数の法体系がもつ規範の内容に衝突がない限りで、複数の法体系が併存することは可能である (PRN, 152)。例えば、連邦法と州法が同じ行為を命じている場合、どの法体系も人々の行為を指導することができるという意味で、事実上両立可能であるということになる。

<sup>17</sup> ラズによると、法体系に固有とされる三つの特徴は制度化された規範体系であれば、多かれ少なかれ持ちうるものであり、法体系ではこれらの特徴が比較的高い程度で見受けられるということである。PRN, 150 参照。

<sup>18</sup> 権威については、Joseph Raz, “Legitimate Authority” in *The Authority of Law* (2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 2009), pp. 3-27 (以下、LA と略記する), および拙稿「ジョセフ・ラズの権威の概念」法学研究論集 (明治大学大学院) 第 51 号 (2019 年) 35-48 頁参照。

他方で、それぞれの法体系の至高性要求（つまり、我こそが当該行為を規律する権能をもつのだとする要求）は相いれない。例えば、連邦法と州法で同じ要件のもとに一方は  $\phi$  せよと指示し、他方は  $\phi$  するなど要求する場合（事実問題としては一方にしか従えないのだが）、どちらが優先するのは、法の適用関係を定める規範——これも至高性要求する法体系に属する規範であるわけだから、どこか枳然としないが——によって決められる。

### (c) 開放性

規範体系は、当該体系に属さない規範に体系内での拘束力を与える規範をもつことがある。その場合、規範体系は、外部の規範に開かれているという意味で、開かれた体系である（*PRN*, 152）。例えば、法体系は、個人や団体の契約や合意、または他国の法を尊重して執行することがある。例えば、契約は、契約締結権能——これを付与する規範は法体系に属する——の行使によって締結できるが、契約という規範は法体系に属さない。だがそれはその法体系内で尊重され執行される。そのような意味で開かれた体系（open system）である。

これが重要であるのは、法体系に属さない規範であるにもかかわらず、裁判所によって紛争解決の際に依拠され適用されるからである。換言すれば、これらの規範は、裁判所によって拘束力ある規範とみなされるのである。すでに説明したように、制度化された規範体系の統一性、すなわちどの規範が規範体系に属するかを決める基準（つまり承認のルール）は、主要機関の実践によって説明される。規範体系は、主要機関が適用すべき規範から形成される。しかし、制度化された規範体系が外部の規範に開かれているなら、裁判所が適用すべき規範は必ずしも規範体系の一部ではないことになる。そのため、法体系に属するのは、当該体系の規範が裁判官にその採用を命じるだけの外部の規範を除いた、主要機関が適用すべき規範である（*PRN*, 153）。

以上、包括性、至高性および開放性という三つの特徴が、法体系を他の制度化された規範体系から区別する指標となる。それだけでなく、ラズによると、社会における法体系の重要性を説明するのは、これらの特徴である（*PRN*, 154）。法はこれらの特徴をもつことによって、社会におけるあらゆる活動に介入することができる。そうして法は人々に対する社会生活の土台をなすのである。

## III 法の規範性あるいは法の排除理由性

最後に、法の規範性、言い換えれば、法規範が行為理由であることが、法体系論とどのような関係にあるのかをラズの論述に沿って検討する。ラズにとって、法が規範であるということは、それが単に一階理由であるだけでなく、排除理由でもあるということを意味する<sup>19</sup>。法規範が排除理由となるとき、その前提として、法規範が現行（つまり、実践されている）法体系に属していることが重要な意味をもつ。

<sup>19</sup> 正確に表すと、 $\phi$  せよと命じる法規範は、 $\phi$  する一階理由と、 $\phi$  しない理由では行為しない排除理由との結合である「保護された理由」（protected reason for action）である。LA（前注）、17-18 参照。

それに対して伝統的には、法違反に対して制裁が科されるがゆえに法は行為理由になる(制裁説)とか、または法が道徳的に妥当である場合に行為理由になる(自然法論)と説明されることが多かった。これらの見解では、法が行為理由であるということは、法違反に対して制裁が科されるということや、法に従うことが道徳的に正しいということの意味する。

しかし、ラズによると、これらの見解は、すべての命令的法規範が行為理由であることを説明できない<sup>20</sup>。法が行為理由であるのは、法違反に制裁が規定されていることや法内容が道徳的に正しいことではなく、法実践が行われているということによるのである。(以下では法や規範を命令的な意味で用いる。)

### (1) 制裁説

法違反者に対して制裁が科されることがある。これが行為理由であると言われるのは、一般に人々は制裁を受けることを嫌うので、制裁を受けないためには法に一致すべきであると考えられるからである。ラズによると、制裁説によって、すべての法規範が行為理由であると説明するためには、次の二つの前提が満たされる必要がある。第一に、法がすべての法違反に対して制裁を規定していること、第二に、法が実効的であり (efficacious)、法を犯した者に対して、大体において制裁が科されていること、である (PRN, 156)。

ラズは、第二の前提が満たされる——法違反に対して概して制裁が科されるなら、法体系は実効性をもつとってよい——ことを認めつつも (PRN, 157)、第一の前提が偽であることから (PRN, 157-161)、制裁によって法の規範性を説明することはできないと論じている。ラズが、第一の前提を偽と判断するのは、制裁なき法体系が存在することが論理的に可能であるからというだけではない (PRN, 158)。違反に対して制裁の科されないにもかかわらず、一定の行為を要求する法規範が存在することもあるからである (PRN, 158)。制裁説では、それは行為理由ではない。

他方で、ラズによると、仮にすべての法違反に制裁が規定されていたとしても、そのことによって法規範を行為理由であると説明することはできない。なぜなら、そこでの行為理由は補助理由 (auxiliary reason) にすぎないからである (PRN, 161)。

どういうことか。法が行為理由であるということでラズが意味するのは、法が発効理由 (operative reason)、つまり、それ自体で行為を指導する理由のことである。それに対して、補助理由は、発効理由が存在することを前提として、すべき行為を特定し、または行為理由の重みに影響を与えること等の役割を果たす<sup>21</sup>。ここでは、制裁は、すべき行為を特定する役目を果たす。一例を挙げると、x が制裁を避けたいと欲しているという事実は、x が制裁を避ける発効理由である。そ

<sup>20</sup> ラズは、法の規範性を問題にする際に考察対象として命令規範だけを取り上げている。その理由は、排除理由を使って説明される規範は、命令規範であって、許可規範や権能付与規範ではないからであろう。

<sup>21</sup> 発効理由および補助理由については、PRN, 33-35, および拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」(前掲注2) 38-46頁参照。



して、法違反に対して制裁が科されている（言い換えれば、法に従うなら、制裁を避けることができる）という事実——補助理由である——は、 $x$ が、制裁を避けるためにすべき行為を特定する。これら発効理由と補助理由は一緒になって $x$ が法に従う完全理由となる。以上のことから、補助理由は発効理由がないと、行為を指導しないということがわかる。そして、発効理由たる事実が必ず存在するというわけではないので、その場合法が制裁を規定していることは行為する理由の一部にさえならないのである。

## （２）自然法論

法と道徳との間に成立する関係に基づいて法を行為理由であると説明する立場をラズは自然法論と呼ぶ。様々なタイプの自然法論があるが、ラズは大きく分けて二つの見解を議論の俎上に載せる。

第一に、あるルールが法であるのは、それが道徳的に妥当だからであり、道徳的に妥当でないものは定義上非法であるとする見解である（*PRN*, 163-164）。ラズによると、この見解は悪法が存在し、それもまた行為理由であることを説明できない（*PRN*, 164）。また、この見解は、悪法が、他の不正でない法と同様の仕方では裁判所などの機関によって用いられている場合にすら、悪法であるという理由で法としての地位を否定する点で、法制度に対する見方を歪めてしまう（*PRN*, 165）。

第二に、個々の法の中には道徳的に妥当ではないものもあるかもしれないが、そのような個別法の存在にもかかわらず、法が一般に実践されており、社会秩序の維持に役立つという意味で道徳的なメリットがあるので、それがデメリットを上回るなら、法に従う理由があるという見解である（*PRN*, 167-168）。この見解も、法が行為理由であることを説明できない。なぜなら、その違反が社会秩序の維持に何ら関係ない命令的法規範も多く存在するからである（*PRN*, 168）。

## （３）法的観点または排除的観点

制裁説も自然法論も、法の端的な妥当性（つまり、制裁を避けるために、あるいは道徳的に、法に従うべきものであること）を確立することによって、法が行為理由であることを示そうとするものであった。それに対して、ラズの見解では、法が行為理由であるために法の端的な妥当性を確立する必要はない。ラズが示そうとするのは、法の体系的妥当性である（前述Ⅱ(3)参照）。

すでにⅡで見たように、法体系が存在するときに、人々が法を端的に妥当なもののみなしている必要はない。法体系が実践されているためには、（公職者以外の）人々は法が要求する行為に一致した行為を大体においてするだけでよく、重要なのは、裁判官が法を拘束力あるものとして受け入れて従う、つまり法を適用することであった。裁判官は、法を、衝突する様々な理由を無視する排除理由とみなす（それどころか、ラズによると、裁判官は法の妥当性を信じている）。それは裁判官が法を適用する際には、法を妥当とみなさない人々に対しても、彼らが法以外の行為理由を無視して行為すべきものとして判断しなければならないことを意味する。法的観点は、他の衝突する理由を排除して、裁判官が適用すべき規範——法体系を構成する法規範と、法体系の諸規範によって

適用すべきものと認められた他の規範——からなり (PRN, 171), 排除的観点である。

#### (4) 法的観点からの言明

規範的言明は、規範の妥当性を信じる者がすることが多い。しかし、法的言明——これも規範的言明の一種である——は、法の妥当性を信じない者によってもなされうる。以下で検討する法的状況を記述する言明がそうである。これが重要であるのは、規範的言明の分析を通して、法の端的な妥当性を信じない者にとっても法が行為理由であることが明らかになるからである。換言すれば、法は端的に妥当 (前述の表 1 参照) ではなくとも、体系的に妥当であること (つまり、法が、実践される法体系に属するがゆえに、妥当であること) によって、行為理由 (排除理由) となる。

まずラズによる当為言明と理由言明の比較を確認しておくのがよい。ラズによると、 $\phi$  すべきであるという当為言明は、理由——その具体的内容や重さはわからない——が存在することを述べる言明であるが、 $\phi$  すべきであるというのがルールである (または法である) という言明は、それ自体理由である言明である<sup>22</sup>。

どういうことか。x がすべき行為を検討する際に、y に助言を求めたとする。y が  $\phi$  すべきであると x に言う場合、x は何をすべきか決定できない。なぜなら、y の助言は、 $\phi$  する理由が存在することを示唆するけれど、x はそれが具体的にどのような理由であり、どれくらいの重みをもつのか分からないので、x は自分が知っている  $\phi$  しない理由と比較衡量した上ですべき行為を決定できないからである。他方で、y が x に対して  $\phi$  するのがルールであると言った場合、ルールがあることそれ自体が  $\phi$  する理由となる。つまり、 $\phi$  することを命じるルールが存在する場合、 $\phi$  しない理由との比較衡量は排除されるので、ルールの存在を理由に行為できるのである。(つまりここでは、法を理由にして行為する人——法を妥当と信じて行為する裁判官や、全市民中一部の遵法精神をもつ市民——にとっては、法が行為理由であることが示されている。)

しかし、このような理由言明と当為言明の違いにもかかわらず、「法によると  $\phi$  すべきである」という言明によって法的状況を記述することもできる (PRN, 172)。理由言明と当為言明の違いから、「法によると  $\phi$  すべし」言明は、 $\phi$  する理由が存在すること、そしてその理由が法的なものであることを意味すると一見思われるが、例えば、「法によると x は税金を納めるべきである」という言明は、x は税金を納めることを法によって要求されているという x の法的状況を記述する言明としても用いることができるのである。

注意すべきことに、この法的状況を記述する言明は、理由の存在を述べる言明とも、それ自体理由である言明とも異なる<sup>23</sup>。法的状況を記述する言明は、行為を要求し、または許可しているので

<sup>22</sup> 当為言明と理由言明の比較については、PRN, 79-80, および拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範」(前掲注 3) 50-51 頁参照。

<sup>23</sup> ラズは、法を記述する言明が、他のタイプの規範的言明に還元できないものであることを示す議論をしている。その詳細は PRN, 173-175 参照。

はなく、法によって行為が要求され、また許可されているという事態を記述するにすぎない (PRN, 175)。いわば、法的状況を表すために「 $\phi$ すべし」や「 $\phi$ してはならない」という規範的用語が用いられるにもかかわらず、そこにコミットメントが伴わないのである。

要するに、法的状況を記述する言明をする人は、法の端的な妥当性に対する信念をもつ必要がない。その人は法的観点——つまり法以外の妥当な理由を排除した観点——から事態を記述しているだけである。これによって、法の端的な妥当性を信じない者にとっても法は行為理由となることが示される (注意すべきことに、ラズは、ここでの行為理由が発効理由または排除理由であると考えているが、おそらく補助理由でしかない)。どういうことか。法の端的な妥当性を信じない者でも、法的状況を気にかけ、法的状況を記述する言明をする。それが意味をもつのは、法体系が実践されているがゆえなのである (PRN, 177)。この場合、法的ルールが現行法体系に属するという事実——法が法であるという事実、法が存在するという事実——は、裁判官やその他法の妥当性を信じる者にとっては排除理由として、法の端的な妥当性を認めない者にとっては単なる補助理由として彼らの実践的推論に寄与することになる。

#### IV 若干の明確化

本稿では、ラズの法体系論について紹介および検討してきた。その過程で、おおよそ以下のようなことが明らかになった。

- (1) 法体系は制度化された規範体系である。
- (2) 現行法体系の存在条件は、人々が法が要求する行為と一致した行為を大体において行い、かつ裁判所がすべての法を排除理由とみなして適用することである。
- (3) 法体系を構成するのは、裁判所を組織する規範 (例えば、裁判権能付与規範)、および裁判所が適用すべき規範である。
- (4) 法体系は、他の制度化された規範体系から、包括性、至高性および開放性という三つの特徴によって区別される。
- (5) 法体系が実践されているという事実が、法規範を行為理由にする。

このような規範体系理解のどの点がラズに特有のものなのか。それを一層明白にするために、法体系について明快な見解を示しているケルゼンの理論と、法体系をどのようにみているのかという点についてのみ対比してみたい。

ラズにおいて、法体系が他の規範体系から区別されるのは、その包括性、至高性および開放性という特徴によってであったのに対して、ケルゼンは、強制の契機が、法体系——ケルゼンは法秩序 (Rechtsordnung) と呼ぶ——を社会の他の規範体系から区別すると考える<sup>24</sup>。「法が〔人々にとって〕強制秩序であるということは、しばしば主張されるように、合法的行為、つまり法秩序が命じ

る行為を『強制する』ことが法の本質に属する、ということではない。合法な行為は、強制作用の発動によって強制されるのではない。強制作用は、命じられたことではなく、禁じられたこと、違法なことが生じた場合に、発動される。まさにこの場合のために、制裁として働く強制作用は、規定されているのである」<sup>25</sup>（圏点と〔 〕内は引用者による。）。ここからラズとケルゼン両者にとって共通点が明らかになる。どちらも法が制裁を定めることによって、合法行為をするように人々を動機づけるというようなことを、あまり重視しない。ケルゼンにとっては、心理的な強制によって一定の行為をするように人々を動機づけるという意味での強制は、法体系を他の規範体系と区別する基準となりえない。なぜなら、そのようなことは法体系以外でもありうるからである。

ケルゼンとラズとで見解にズレが生じるのは、その理由づけにおいてである。彼らは法が制裁を規定していることについて全く異なる理解をする。すでに触れたように、制裁の回避は、行為理由の論理学においては補助理由にすぎない。他方で、ケルゼンにとって法が強制秩序である——この点で他の規範体系と区別される——のは、法が制裁——法律要件に対する法律効果として、生命、身体、財産等を強制的に剥奪する強制作用——を規定しているがゆえなのである<sup>26</sup>。換言すれば、他の規範体系と異なり、法体系は、要件が満たされたときに強制作用を発動することを命令し、その権限を誰かに授権し、または許可することによって、その発動を規律する点に特徴がある。

ラズにおいて、法体系が人々の行為を指導するものとみなされるのに対して、ケルゼンでは、ラズが制裁の有無と無関係に人々にとって行為理由となると考える法規範は、制裁が結びついていないのなら、完全な法規範とはみなされない。

## V おわりに

本稿では、行為理由の論理学において法体系がどのように理解されているのかを紹介、検討してきた。そこにおいて、あらゆる法規範が、どのようにして人々の行為を指導するのかという観点から、ラズが法体系を捉えようとしていることがある程度明らかになったのではないと思う。

本稿ではⅣでラズとケルゼンの法体系論のごく初歩的な比較をしたにすぎず、その本格的な考察には立ち入ることができなかった。またラズの最初期の著作『法体系の概念』において示された法体系論からの変遷については一言も触れることができなかった。以上のような法哲学上の重要問題の検討は今後の課題としたい。

---

<sup>24</sup> Kelsen, RR-2, a. a. O. (Anm. 8), S. 36 参照。

<sup>25</sup> Kelsen, RR-2, a. a. O. (Anm. 8), S. 36 参照。

<sup>26</sup> Kelsen, RR-2, a. a. O. (Anm. 8), S. 36-37 参照。